

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	青木村教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	青木村立青木小学校	230 名	25 名
2	青木村立青木中学校	127 名	23 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

- ・ 両校には、教育委員会で雇用しているカウンセラーが週1～2回程度訪問し、児童生徒、教職員及び保護者からの相談に応じている。このカウンセラーが中心となって、村内の保育園、中学校、特別支援学校及び関係機関との連携がとれている。
- ・ 両校に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援の在り方について、2ヶ月に1回のペースで支援会議を開いている。この会議には保護者も参加することができるので、今後の支援の方向性を検討するだけでなく、保護者との情報交換の場にもなっている。青木中学校では、支援会議での検討内容を職員会議で全教職員に周知し、学校全体での共通理解のもとに指導に当たっている。
- ・ 両校共に、学力向上を学校運営の柱の一つとして掲げ、学校を挙げて授業改善に取り組んでいる。支援の必要な児童生徒への理解と、合理的配慮を実施することは、授業改善の重要な要素であると考えており、教員専門性の向上に努めている。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- (1) 教育委員会が雇用したカウンセラー（臨床心理士）を、合理的配慮協力員として、週に1～2日の割合でモデルスクールに派遣した。カウンセラーに寄せられた相談内容等を踏まえて障害のある対象児童生徒に対する理解を深めるとともに、適切な支援を行うための体制づくりを目指した。

この合理的配慮協力員は、村内の保育園との連携の中心的な役割も果たしている。また、就学時や卒業時などの際にスムーズな移行支援を行い、途切れのない一貫した支援につなげていくことが期待されている。

- (2) 上記のカウンセラーとは別に、本事業のための合理的配慮協力員をもう 1 名配置している（特別支援教育の専門性が高い元学校教員）。

合理的配慮の実施に携わる教員との懇談の時間を設け、効果的な支援方法などの情報を提供し、専門的な助言を行うことで、対象児童生徒へのよりきめ細かい合理的配慮が行えるようになった。

- (3) 村内の小・中学校の教員や P T A も対象に、「子育てフォーラム」を開催し、特別支援教育に対する、地域全体での理解啓発を図った。インクルーシブ教育システム構築の意義、合理的配慮の考え方、個別の教育支援計画の活用方法などへの理解を広め、障害の有無にかかわらず、一人一人の子供を村民全員で育てるものの意識づけを目指した。
- (4) 特別支援教育分野での専門性の高い外部人材を招いて研修会を行い、教師の指導力及び専門性の向上を図った。

【モデルスクールとして行った取組】

- (1) 合理的配慮協力員が定期的に学校を訪問し、児童生徒の授業中あるいは休み時間の様子を観察してもらい、対象児童生徒への指導に携わる教員に適宜指導・助言をし、一人一人の教育的ニーズに基づいた効果的な支援を実践するためのノウハウを提供してもらった。

助言を受けた教員は、自らの指導方法等を客観的に振り返り、P D C A サイクルで授業改善に取り組んで、合理的配慮の内容の更なる充実を図っていった。

- (2) 特別支援教育コーディネーターが中心になり、学級担任、カウンセラー、教育委員会の指導主事、特別支援学校の教育相談員、圏域支援センターの支援員等で支援チームを構成し、2 か月に 1 回程度の割合で支援会議を開催した。その際には、対象児童生徒の保護者も交えて、家庭と学校での一貫した支援に結びつけられるように配慮した。また、協議の結果を全教職員に周知するなどして、共通理解のもとで対象児童生徒への支援がなされるように工夫した。
- (3) 対象児童生徒の事例等をもとに授業研究会を行い、研究会で気付いたことを教職員全員で話し合ったり、指導主事から専門的な指導や助言を受けたりして、児童生徒理解を基盤にした合理的配慮の提供を目指した。

3. 成果及び課題

【成果】

教育委員会が雇用したカウンセラーを合理的配慮協力員として活用することで、教育相談の「核」が確立し、村内で有効に機能したと認識している。

また、教育委員会事務局、教員、保健師、保育士、特別支援学校の教育相談員、圏域障害者支援センターの療育コーディネーター等による、特別支援教育推進委員会を

組織することもできた。

こうした取組により、特別支援教育の充実を図るための以下のような体制が整った。

- ① 保・小・中学校で活用できる、統一書式で個別の教育支援計画を作成することができ、スムーズな移行支援が図れるようになった。
- ② 保護者を交えた支援会議を2ヶ月に1回程度の割合で定期的に行うことで、保護者との合意形成をスムーズに図ることができた。また、対象児童生徒に対する今後の支援の方向性について、様々な側面から議論をし、合理的配慮の内容を充実させることができた。
- ③ 村内の教育について皆で考える「子育てフォーラム」の分科会として、特別支援教育を位置づけ、障害のある児童生徒一人一人のニーズに沿ったきめ細やかな支援体制を図ることの意義について、村民に周知できた。

【課題】

特別な支援が必要な児童生徒への合理的配慮の検討・実施方法については、ある程度進んできたと思われるが、一人一人の教育的ニーズを大切にする合理的配慮の取組が、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりにも役立つことを全教職員に認識してもらい、誰にとっても分かりやすい授業研究を今後も推進していきたい。